

傍 聴 要 領

久喜市水道事業運営審議会

1 傍聴する会議の手続

- (1) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴者は、事務局の指示に従って会議場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴するにあたって守るべき事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退席していただく場合があります。

3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
ただし、久喜市水道事業運営審議会会長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。